

公 示 日 : 2025 年 8 月 27 日 (水)

調達管理番号 : 25a00476

国 名 : マラウイ

担 当 部 署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

調 達 件 名 : マラウイ国カイゼンアプローチを活用した産業化促進プロジェクト
ト詳細計画策定調査 (農産加工・食品加工産業)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農産加工・食品加工産業
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 10 月上旬から 2025 年 12 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.27
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	23 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 9 月 10 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 22 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 24 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 6 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 35 点
- ② 対象国・地域での業務経験 7 点
- ③ 語学力 14 点
- ④ その他学位、資格等 14 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農産物加工、食品加工業に関する産業振興支援または農産品加工品の輸出振興に係る
-----------	--

	業務
対象国及び類似地域	マラウイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
- (2) 必要予防接種： 特になし

6. 業務の背景

マラウイ政府は、長期国家開発計画「マラウイ 2063」において、自立した工業化が進んだ上位中所得国への変革を目指し、「農業生産性の向上と商業化」「産業化」「都市化」を柱と位置付けて開発に取り組んでいる。このうち「産業化」の柱では同国経済を消費・輸入型から、生産・輸出型へ変革することを目指し、その実現のためには、経済インフラの整備、人的資本の開発、ガバナンスとシステムの改善が必要であるとしている。同政府の国家貿易政策や国家輸出戦略においては、工業化と経済の多様化を進める明確なビジョンが示されており、産業の成長、付加価値化、市場アクセスの拡充等に取り組むこととしている。

同国経済の産業化を進めるためには、輸出製品の付加価値向上、競争力強化等が必要とされているのに対し、現状は、国内総生産（GDP）に占める付加価値製品は 18.3%であり、輸出品の 80%は主にタバコ、紅茶、コーヒー、穀物などの未加工の農産物である。農業は同国の労働人口の約 80%を占める主力産業であり、農産物の付加価値向上が同国経済に大きな役割を果たすため、食品加工産業の強化が政策的に重視されている。しかしながら主要輸出品である農産物は未加工品が中心であるため、付加価値創出効果や雇用創出効果は限定的である。食品加工産業の発展は、不十分なエネルギー供給や交通網の未発達等のインフラの課題のために妨げられており、また、熟練労働者や加工技術の不足も同産業の生産性と競争力が低い原因となっている。

かかる状況下、貿易産業省はカイゼンアプローチを導入して、食品加工産業を対象に、中小企業支援機関の産業化支援能力を目的とした技術協力プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）の実施を我が国に要請した。

上記を踏まえ、本詳細計画策定調査では、関係諸機関（本プロジェクトでは5つの支援機関への協力を想定している）の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの枠組みと支援内容を検討するための必要な情報を分析・整理した上で、プロ

プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野（農産加工・食品加工産業の現状調査と支援計画の検討）に係る協力計画策定のために、事業の実施体制や具体的な事業内容を検討するために必要なデータ、情報を収集、整理、分析し、事業の内容を提案・協議する。また、カウンターパートとの間でプロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、担当分野に係る報告書（案）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 10 月上旬～中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、マラウイの農産加工・食品加工産業に関する事前の情報・データの収集、分析を行い、現状の確認、課題の整理、成長可能性の検討を行った上で調査計画・方針案を作成する。
- ② マラウイ側関係機関、他ドナー、民間企業、現地コンサルタント等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、同時に派遣される他の課題を担当業務とする業務従事者と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ 担当分野に関するプロジェクトの協力取組案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025年10月中旬～2025年11月上旬）

- ① JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② マラウイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野の情報・資料

を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容（農産加工・食品加工産業の振興の観点から）

イ) 関連する開発計画、政策、制度（農産加工・食品加工産業の振興の観点から）

ウ) マラウイにおける農産加工・食品加工産業の調査

- (a) 農産加工・食品加工産業の現状調査（概観、企業数・規模・貿易状況などの統計データの整理、同産業の強み・弱みの整理投等）
- (b) 農産加工・食品加工産業の商品・製品の調査（商品、特徴、品質、価格、バリューチェーン、市場規模、国産品のシェア、南部アフリカ域内での優位性、付加価値率、産業人材の状況等）
- (c) ビジネス開発の可能性ある農産品・農産加工品として本プロジェクトにおいて企業支援パイロット事業の中で支援対象とする可能性のある有望な農産品及び農産加工品の選定（入手可能な情報の範囲で予備的なリストアップを行う）

エ) マラウイにおける農産加工・食品加工関連の中小企業の調査（サンプル調査を行う）

- (a) 中小企業の概況情報（主な商品、主な市場、技術力、輸入品及び周辺国の産品との競争力、市場拡大の可能性等）
- (b) 中小企業の経営上の課題、特に商品製造、商品開発、マーケティング、ブランディング、付加価値化等に関する技術的な課題や支援ニーズ
- (c) 成長可能性ある企業として、本プロジェクトにおいて企業支援パイロット事業として支援対象とする可能性のある有望な企業の選定（入手可能な情報の範囲で予備的なリストアップを行う）

オ) 関連各組織の調査

本プロジェクトにおいて実施機関となることを想定されている貿易産業省（Ministry of Trade and Industry : MoTI）、起業・職業技術訓練機構（Technical, Entrepreneurial and Vocational Education and Training Authority : TEVETA）、マラウイ投資貿易センター（Malawi Investment and Trade Centre : MITC）、中小企業開発機構（Small and Medium Enterprises Development Institute : SMEDI）、マラウイ製品

基準局（Malawi Bureau of Standards : MBS）及び関係する中小企業支援機関の農産加工・食品加工産業に対する支援について調査を行う。

- (a) 各組織の農産加工・食品加工産業への支援に関する所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 各組織の農産加工・食品加工産業への支援に関する人員体制
 - (c) 各組織の農産加工・食品加工産業への支援に関する予算額、予算要求・配賦の仕組み
 - (d) 各組織の農産加工・食品加工産業への支援状況（支援内容、支援体制、支援実績、成功事例等）
 - (e) 農産加工・食品加工産業への支援に関する各機関の能力評価、課題の抽出
 - (f) 農産加工・食品加工産業への支援に関する各機関の連携状況
 - (g) 農産加工・食品加工産業への支援に関する他ドナーによる各機関への支援状況
 - カ) マラウイにおける農産加工・食品加工産業に対する民間のビジネス開発サービスプロバイダーの調査
 - (a) サービスプロバイダーの概況、支援内容、中小企業によるサービス利用状況
 - (b) サービスプロバイダーの支援能力の強化の方向性の検討
 - (c) 本プロジェクトの現地活動において、現地リソースとして活用可能性あるサービスプロバイダーの選定（入手可能な情報の範囲で予備的なリストアップを行う）
 - キ) 他ドナーによる農産加工・食品加工産業への支援状況
- ④ 調査結果に基づき、担当分野に関する本プロジェクトの協力計画案（協力の対象、協力のアプローチ、達成目標、必要な投入、実施体制等）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、担当分野に係る討議議事録（R/D : Record of Discussions z）（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、成果・活動の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファ

レンス¹を踏まえ、検討及び取りまとめに協力する。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAマラウイ事務所等に報告する。

（３）整理業務（2025 年 11 月中旬～2025 年 12 月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、担当分野に関して、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 担当分野に関して、評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2025 年 12 月 12 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）（評価分析団員が取りまとめる）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年10月18日～11月9日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) ジェンダー分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 農産加工・食品加工産業（本コンサルタント）

オ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書
 - ・マラウイ国産業振興政策アドバイザー業務（第1期）業務完了報告書
 - ・マラウイ国産業振興政策アドバイザー業務（第2期）業務完了報告書
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・クラスター事業戦略「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/aki_strategy.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲

等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上